

令和6年12月11日（水曜日）

厚生委員会

第3委員会室

出席委員

白井義一、塚本進介、前川藤枝、常盤真功、  
駒田かすみ、竹中隆一、東影 昭、大西陽介

欠席委員

高見千咲

開会

9時57分

市民局

9時57分

前回の委員長報告に対する回答

・姫路郵便局においてマイナンバーカードの交付申請の受付等を開始する際は、駐車場の状況をしっかりと確認し、万が一、駐車場が混雑し、路上駐車が発生した場合は早急に対応されたいこと。また、指定郵便局の拡大に際しては、市の出先機関がない地域の郵便局から選定するなど、市民の利便性も踏まえた上で検討されたいことについて

姫路郵便局でのマイナンバーカード関連事務開始に伴う駐車場環境については、平常時から状況を注視しつつ、路上駐車が発生した場合には、日本郵便株式会社と連携しながら速やかに適切な対応を取る。

また、指定郵便局を拡大する場合に際しては、市民の利便性を第一に考えつつ、日本郵便株式会社側の施設等の条件や市の出先機関の再配置等の在り方の方向性も踏まえながら選定する予定である。

付託議案説明

- ・議案第140号 アイランドハウスいえしま荘条例を廃止する条例について
- ・議案第142号 姫路市飾磨市民センター等に係る指定管理者の指定について
- ・議案第143号 姫路市西市民センター等に係る指定管理者の指定について

報告事項説明

・姫路市人権教育及び啓発実施計画（改定案）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集について

質疑・質問

10時17分

（質問）

議案第140号、アイランドハウスいえしま荘条例を廃止する条例について、経過措置として、引き続き現指定管理者に事業報告書を提出させるとのことである

るが、指定管理者の負担にならないのか。

（答弁）

指定管理者は毎年度事業報告書を作成・提出しており、廃止するまでの報告書を廃止後に提出するものなので、特段負担にはならないものと考えている。

（質問）

利用低迷等により同施設を廃止し民間譲渡することであるが、利用が低迷していることをどのように判断したのか。

（答弁）

同施設については、平成30年度に宿泊842人、休憩907人の合計1,749人の利用があったものの、令和元年度以降、利用者数が減少し続けており、令和5年度は宿泊568人、休憩387人の合計955人と、利用者数が1,000人に満たない状況であったことから利用が低迷していると判断した。

（質問）

稼働率が悪いことは事実であると思うものの、施設廃止の対象となる基準の検討を行わず、感覚的な判断で議論を進めてよいのか。

（答弁）

感覚的な判断であったかもしれないが、同施設の老朽化が激しいことも廃止理由の1つであり、今後、利用者が増加することも見込みにくい。

なお、同施設の廃止方針については、令和5年3月の本委員会にて既に承認されている。

（質問）

同施設の境界が不明確であった部分はどうなったのか。

（答弁）

令和6年3月に境界を確定し、登記済みである。

（質問）

民間譲渡に当たり、最低入札価格は幾らに設定するのか。

（答弁）

不動産鑑定価格である3,027万100円とする。

（質問）

駐車場の改修等を行わず、原状のまま民間譲渡するのか。

（答弁）

そうである。

(質問)

公募型プロポーザルにより譲渡先を決定する予定とのことであるが、当該プロポーザルに参加する事業者の見通しは立っているのか。

(答弁)

令和4年度に実施したアイランドハウスいえしま荘の利活用に関するサウンディング型市場調査に参加した6社のうち4社が同施設の利活用について参画の意向を示していたことから、当該プロポーザルの実施に際しても参加が期待できるものと考えている、

(要望)

当該プロポーザルの実施に際しては、地域活性化に資する提案をするとともに、しっかりとした運営ができる事業者に譲渡できるよう尽力されたい。

(質問)

議案第142号及び議案第143号の市民センターに係る指定管理者の指定について、施設内に放置されている使用されていない物品の活用は候補者選定に係る審査の項目に入っていたのか。

(答弁)

入っていなかった。

(質問)

灘市民センターには使用されないまま施設内に放置されている陶芸窯があるが、どの施設においても、使用していない物品については、他施設へ移動するなどして有効活用すべきだと思う。

今後の指定管理者候補者選定に当たっては、そのような物品の有効活用を審査項目に追加されたいがどうか。

(答弁)

指定管理者制度導入基本方針を所管している行政経営課と協議したい。

(質問)

NPO法人あぼしまちコミュニケーションが議案第142号の市民センターに係る指定管理者候補者の構成員となっている一方で、議案第143号の市民センターに係る指定管理者候補者の構成員になっていないのは地域性によるものなのか。

(答弁)

同法人は網干地区に特化した小規模な法人であることから、議案第142号の飾磨、広畑及び網干市民セ

ンターに係る指定管理者候補者の構成員になっているが、灘市民センター等、市東部に位置する市民センターを含む議案第143号の指定管理者候補者の構成員にはなっていないと聞いている。

(意見)

結果として、同法人が構成員になっていない指定管理者が運営する市民センターにおいて同法人が持つノウハウが活かされることがあれば、構成員の違いは何なのかと思う。

(質問)

指定管理者選定委員会による評価の内訳は、選定されなかった申請者に説明されるのか。

(答弁)

申請者には結果のみを報告している。

(質問)

今後、本市が指定管理者の指定を行うに当たって、申請者が少ないとよりよい候補者を選定することが困難になると思われる。

そのため、選定されなかった申請者に対して審査結果の内訳を説明し、今後に生かしてもらいたいと思うがどうか。

(答弁)

指定管理者制度を担当している行政経営課に伝える。

(質問)

人権についての市民意識調査を実施した令和4年2月から2年以上が経過しており、人権問題を取り巻く環境は大きく変わっていると思われるが、どのような点を新たな課題として認識しているのか。

(答弁)

インターネットの普及に伴い、インターネットを利用した誹謗中傷が非常に多くなっている。また、令和5年にいわゆるLGBT理解増進法が施行され、性的マイノリティへの関心が非常に高まっている。

さらに、令和5年のこども基本法の施行やこども家庭庁の設置により子どもの権利擁護の取組が強化され、障害者差別解消法の改正により事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されるなど、数多くの変化があった。

このたびの人権教育及び啓発実施計画の改定に際しては、市民意識調査において得られた人権課題ごと

のアンケート結果に加え、人権問題を取り巻く環境の変化を踏まえた上で改定案を作成した。

(質問)

子どもの人権感覚を最も効果的に養える場所は家庭であり、子どもが知識を獲得する際には親の関わりが大きく影響することから、同計画の第3章中、家庭における教育及び啓発の推進については、家庭が担うべき役割をより具体的に示されたいがどうか。

(答弁)

家庭における教育及び啓発については、核家族化の進行により親の協力を得ながら子育てをすることが難しくなっていることや、自治会、老人会、子ども会、婦人会等の地域活動団体の加入率が低下しており、地域のつながりが希薄化していることに十分注意して取り組む必要があると考えている。

(質問)

同計画の改定に際してパブリック・コメント募集を行うとのことであるが、応募は低調であることが多い。

多くの市民等が資料を閲覧した上で意見を提出しないならともかく、そもそも資料が閲覧されていないのであれば問題があると思われる。募集時に閲覧に供する資料の閲覧者数を把握することが重要ではないのか。

(答弁)

同計画の前回改定時にパブリック・コメントを募集した際は、提出された市民意見が3通4件と、非常に低調であったと感じている。

パブリック・コメント募集は市民が直接市に意見を伝えられる貴重な機会であることから、このたびの募集に際しては、市ホームページ、広報ひめじ、FM GENKI、総合センターのセンターだより等を活用し、広く広報したいと考えている。

(要望)

今後の広報手段として、市ホームページ等に加え、市公式LINEを活用されたい。

(質問)

議会と高校生との座談会の実施により高校生との良好な関係が構築されているので、高校生に対してブッシュ型で同パブリック・コメント募集の案内をしてみたいがどうか。

(答弁)

座談会を利用して市民意見が得られるのであれば我々としてもありがたいので、議会事務局と相談したい。

(質問)

同パブリック・コメント募集は、件名が分かりにくいことから意見が提出されにくいと思われる。人権課題の種類ごとに分割して募集してはどうか。

(答弁)

パブリック・コメント募集に関しては、要綱で手続方法が定められており、人権課題の種類ごとに分割することは難しいと思われるため、募集に係る広報の中で具体的な人権課題を列記するなどして対応したい。

なお、募集に係る広報のうち、広報ひめじに関しては掲載を予定している紙面に限りがあることから、全ての人権課題を列記できないかもしれないが、市ホームページでは全て列記できると思われるので、しっかりと対応したい。

(質問)

より多くの意見を得るために、どれぐらいの市民等がパブリック・コメント募集に興味を持ったのかを把握することは重要であると思われるため、今後、パブリック・コメント募集に係る広報の中で、読み取られた件数を計上することができるQRコードを活用してはどうか。

また、パブリック・コメント募集の方法として、選択肢を設けて市民等に選択してもらうようにしてはどうか。

(答弁)

検討したい。

(要望)

工夫の余地があると思われることから、多様な意見が集められるよう、十分に検討されたい。

(質問)

同計画における主な人権課題の中に高齢者や外国人等が挙げられているが、それら人権課題の当事者に対してもパブリック・コメントを募集するのであれば、組織体制を見直すことでより多くの意見を提出してもらえないかと思うがどうか。

(答弁)

組織のつくり方については所管外であるため、担当課に伝えたいと思う。

(要望)

同計画の改定に当たっては専門家を交えて議論したことを基礎としているが、多様性が求められる時代において、様々な意見を踏まえて改善していくことは重要であることから、ほかの意見も参考にすべきだと思われる。

パブリック・コメント募集により、想定外の意見が提出されるかもしれないが、より多くの意見が提出されるように努められたい。

(質問)

人権相談は電話によるものが多いのか。

(答弁)

本市では、人権啓発課及び人権啓発センターで、随時、人権相談を受けているが、電話による相談と比較して直接面談して行う相談の件数はあまり多くない。

また、法務局では人権擁護委員がボランティアとして活動しており、電話相談のほか、定期的には人権啓発センターや市役所本庁舎、家島事務所等で人権相談を受けている。

なお、令和5年度は人権啓発課が26件、人権啓発センターが8件、法務局が128件、計162件の人権相談を受けている。

(質問)

電話相談にかかる通話料は相談者が負担するのか。

(答弁)

人権教育及び啓発実施計画概要版の最終頁に掲載しているみんなの人権110番等の主な人権相談窓口は、一部フリーダイヤルのものもあると認識している。

(質問)

同計画概要版では本市における様々な取組の開始時期が記載されているが、ヤングケアラーの負担軽減のための訪問支援事業については開始時期の記載がないため、記載されたいがどうか。

(答弁)

記載することを考えたい。

(質問)

公民館を社会教育施設ではなく、コミュニティセンターのような地域活性化のための施設とすることについての所見を聞かせてもらいたい。

(答弁)

公民館である以上、社会教育施設という位置づけに

なるが、文部科学省が社会教育施設であっても地域活動のために利用しやすくなるよう、様々な制限を緩和している。

教育委員会から市民局に移管されたことを踏まえ、将来的にはコミュニティ施設化に向けて取り組むことが望ましいと思われるが、今は既存の社会教育施設としての枠組みの中での自由度を生かしながら運営していることを理解してもらいたい。

市民局終了

11時05分

健康福祉局

11時05分

前回の委員長報告に対する回答

**・マイナンバーカードの健康保険証利用に不安を感じる市民も多くいると思われるため、市民の不安解消に向けた取組を推進されたいことについて**

これまでにも、マイナ保険証の利用登録によるメリットなどについて、各種媒体を活用して被保険者への周知広報を行うとともに、いきいき百歳体操参加ポイント交換サポートや高齢者デジタル体験イベントなどの機会を通じ、個別の利用登録支援に取り組んできた。

引き続き関係部署と連携しつつ、自治会回覧などによるさらなる丁寧な周知広報を実施し、マイナ保険証に対する市民の不安解消に向けた取組を推進する。

**・こどもの未来健康支援センターみらいえについて、思春期世代の若者が足を運びやすい施設となるような環境づくりに取り組まされたいことについて**

若者が学校や仕事帰りにみらいえへ立ち寄りやすいよう、午後7時まで開館し相談に対応している。

また、学習スペースを設けているほか、学校を通じた広報やホームページ、LINEなどのSNSの活用により情報発信を行っている。

今後も、あらゆる機会を捉えて情報発信を強化していくとともに、この意見を取り入れながら、よりよい環境づくりに努める。

付託議案説明

- ・議案第134号 姫路市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第135号 姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例について

- ・議案第 147 号 姫路市立障害者支援センター等に係る指定管理者の指定について
- ・議案第 148 号 姫路市立ふれあいの郷養護老人ホームに係る指定管理者の指定について

## 報告事項説明

- ・民生委員・児童委員の令和 7 年度一斉改選における年齢要件について
- ・保健所大規模改修工事の入札不調について
- ・特定個人情報保護評価書（予防接種事務全項目評価書）（素案）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

## 質疑・質問

11時26分

（質問）

保健所大規模改修工事について、設計にかかった費用は幾らであったのか。

また、今後、同工事をどのように進めようと考えているのか。

（答弁）

実施設計にかかった費用は約6,000万円である。

また、今後の同工事に関する具体的なスケジュールを示すことは困難であるものの、特に、保健所の地下階に整備予定であった（仮称）姫路市動物保健センターについては、早期整備を求める数多くの要望があることから、できる限り早期に整備するため、同工事から分離させることを含めて検討している。

（要望）

検討の結果、根本的に工事手法を変更することになれば、実施設計にかかった費用が無駄になってしまうことを踏まえ、迅速かつ慎重に検討し、（仮称）姫路市動物保健センターの完成が遅延するのであれば、動物保護団体等の関係者に対してしっかりと説明されたい。

（質問）

（仮称）姫路市動物保健センターを姫路循環器病センター跡地に整備する案についてはどのようになっているのか。

（答弁）

同センターを保健所大規模改修工事から分離して整備することになれば、当該跡地の活用も検討すべき選択肢の1つであると認識している。

（質問）

保健所大規模改修工事は保健所内で業務を行いつつ改修工事を行う、いわゆる「居ながら改修」を行う予定であったが、そのような工事はほこりが立つなど衛生的な問題があるので、工事業者としても難しいのではないかと思う。

当該工事手法を不採用としないと入札参加者が見込めないと思われるがどうか。

（答弁）

保健所を仮移転し、建物を空けた状態で工事する手法も検討し、経費的な比較をした上で「居ながら改修」による工事の実施を決定したが、建設業界からも難しいという意見を聞いているので、工事手法を改めようと考えている。

（質問）

議案第147号及び議案第148号について、指定管理者選定委員会による選定の際、指定管理者候補者となった姫路市社会福祉事業団はどのような評価であったのか。

（答弁）

同事業団は当該議案に係る施設を開設当初から市とともに運営しており、福祉政策推進における車の両輪のごとく市とともに頑張ってもらっている。

特に、ふれあいの郷養護老人ホームの運営に関しては、コロナ禍において臨機応変に対応してもらえたことから、柔軟性の観点から非常に高く評価できると考えている。

今後も、要介護高齢者の増加等の社会情勢の変化や法改正等にも的確に対応してもらえるものと考え、候補者として選定することに決定した。

（質問）

特定個人情報保護評価書（予防接種事務全項目評価書）（素案）に関するパブリック・コメントの募集に際して、資料の閲覧者数は何人であったのか。

（答弁）

このたびの募集により 7 件の意見が得られたものの、閲覧者数については把握していない。

（要望）

市民等からより多くの意見を得るためには、多様な手段による情報発信や募集結果の分析は重要であると思われることから、今後の募集に際しては、市公式LINEを活用した情報発信や、資料の閲覧者数を把

握することについて検討されたい。

(質問)

同パブリック・コメント募集により提出された意見に対する市の考え方の中に、「特定個人情報の取扱いについては、毎年度少なくとも1回は職員の教育研修を実施するものとしています。」とあるが、当該教育研修はどの職員に対して実施しているのか。

(答弁)

全職員である。

(質問)

議案第134号について、本市の地域包括支援センターはいずれも現在の人員配置基準を満たしていると思われるが、今後、常勤換算が必要となりそうなセンターがあるのか

(答弁)

生産年齢人口の減少に伴い介護人材の確保が困難な状況が継続すると予想されることから、今後、常勤換算を必要とする地域包括支援センターが出てくる可能性はあると思われる。

(要望)

常勤換算が可能になることで各地域包括支援センターの職員がより柔軟に働きやすくなるよう、適切な支援に努められたい。

(質問)

議案第135号について、混浴が禁止される年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げるということだが、公衆浴場の営業者が入浴しようとする者の年齢を見分けるのは困難ではないのか。

(答弁)

現時点では、先行自治体においてそのようなトラブルが発生した事例はないと認識している。

このたびの改正は子どもが望まない混浴を避けることを主たる目的としており、公衆浴場の営業者が子どもや保護者に対して身分証明書の提出を求めるのではなく、混浴したくないという子どもの声をよく聞いてもらえるよう啓発していきたいと考えている。

(要望)

公衆浴場の営業者が困らないよう対応されたい。

(質問)

民生委員・児童委員の令和7年度一斉改選について、主任児童委員の年齢要件として、現在のところ、再任

の場合は例外的に72歳未満であれば可としているが、当該例外を適用された人のうち、継続して主任児童委員を担える人はどれくらいいるのか。

(答弁)

現在、75歳以上の区域担当民生委員・児童委員は124人、78歳以上では14人いるので、主任児童委員についてもそのような割合で継続して担ってもらえるものと思われる。

(質問)

このたびの年齢要件の見直し後も、主任児童委員の新任は55歳未満であることを要件としているが、就労中の人が多い年齢であるため、担ってもらえる人を見つけるのが難しいのではないかと思う。

今後も主任児童委員を確保していくための方策はあるのか。

(答弁)

今後、高齢化がさらに進んだ際に、新任の年齢要件を55歳未満とする国の基準がどうなるかを注視していきたい。

(要望)

地域住民が困ることのないように対応してもらいたい。

(質問)

飼い主のいない猫の不妊手術費用の助成について、要綱上、交付決定から対象猫の捕獲及び手術を行うまでの期間を30日以内と規定したのは、どのような理由によるのか。

(答弁)

期間を長くすると他の助成希望者に支障が出る場合があること、期間を限定することで集中的な捕獲・手術を促進したいこと、また、補助金交付の事務手続上の理由から30日以内と規定した。

申請の締切りについては、令和4年度までは1月上旬までとしていたが、延長の要望が多かったことから、現在は補助金が交付可能な限界である1月末までとしており、今後も運用しながら改善していきたいと考えている。

(質問)

1回で10匹分まで申請できるものの、猫が逃げるなどして30日以内に10匹全てを捕獲・手術できない場合があると聞いているが、そのような場合は捕獲・手術

し切れなかった匹数の申請をどのように扱うのか。

(答弁)

申請した匹数全てを捕獲し切れなかった場合は、匹数の変更申請をしてもらっており、残りの匹数分は次の申請者に引き継ぐ形になる。

30日以内に想定どおり捕獲し切れないという声を聞いているので、今後どのように運用できるか検討したい。

(要望)

期間の延長等、運用方法の見直しについて、さらに検討してもらいたい。

(質問)

飼い主のいない猫の避妊手術の執行率はどれくらいなのか。

(答弁)

令和5年度までは、11月時点で既にキャンセル待ちが出るほどの申請があった。年度の最後の申請で捕獲し切れないと100%にならない場合はあるが、執行率はおおむね90%を超える。

(質問)

花北診療所の診察室には受診する子とその保護者しか入室できないと聞いているが、保護者がその子の兄弟を連れてきた場合も一緒に入室させることはできないのか。

(答弁)

診察室が狭いことから、コロナ禍以降、感染対策として兄弟の入室も制限し、看護師が付き添うなどして待合スペースで待ってもらっているが、兄弟支援という形であえて兄弟に入室してもらう場合もある。

(要望)

待合スペースに兄弟を残すのは不安だと思うので、保護者が安心して受診させられるようにしてもらいたい。

(質問)

高齢者デジタル・ディバイド対策事業の内容と実績について説明してもらいたい。

(答弁)

スマホ教室は事前予約制で、5人以上のグループであれば予約が可能である。担当者が公民館や自宅等に出向き、希望する内容について相談に応じている。利用実績については、36件の予約があり延べ457人、1

回当たり12.7人が参加した。

スマホよろず相談は予約優先としており、平日午前9時から午後5時まで、市役所本庁舎1階で行っている。予約していない場合でも、予約者がおらず窓口が空いていれば利用可能である。利用実績については、60日開催しており延べ449人、1日当たり7.5人の利用があった。

スマホサロンは予約不要で、開催時間中であれば自由に入退室できる。現在は、月曜日と木曜日はすこやかセンター、火曜日は夢前福祉センターばるむ、金曜日は網干環境楽習センターで実施している。利用実績については、9月2日の開始時から11月30日までで32回実施しており延べ533人、1回当たり16.7人の利用があった。

また、コールセンターについてはスマホ教室等の予約に関する電話が多く、426件の利用があった。

(質問)

高齢者ということもあり、同じ人がかなりの回数を利用する場合もあるのではないかと思われる。

複数回利用者はどれくらいおり、どのように対応しているのか。

(答弁)

利用者は初回利用時に配付される学習用ノートを使って復習し、新たに分からないことがあればその内容を当該ノートに書き込み、次回利用時に質問するというふうに活用しており、全体の約30%の人が複数回利用している。

また、スマホサロンを利用して学んだ情報を地域に持ち帰り、共感した仲間を集めて、予約人数の条件を満たした上でスマホ教室に移行する人もいる。

(要望)

利用実績が分かる資料を提出してもらいたい。

(委員会終了後配付)

(質問)

70～79歳の67%、80歳以上の36.4%がスマートフォンを所有しており、インターネットが利用できる状況にある一方、若者の間ではいわゆるスマホ依存が社会問題になっているが、高齢者へのスマートフォンの普及はどうか考えているのか。

(答弁)

国を挙げてデジタル化を加速しており、最近は様々

な手続がデジタル化しつつある。

スマートフォンはいわゆるデジタルの入り口であることから、誰一人取り残されないデジタル化を進めるため、高齢者にもできる限りスマートフォンを利用してもらいたいと考えている。

高齢者へのスマートフォンの利用に関するアンケート結果によると、犯罪に巻き込まれるのではないかとといった不安感があるので、まずは不安感の解消に努め、スマートフォンの便利さを知ってもらえるよう努めたい。

(質問)

要介護認定を受けていない人でも介護保険料を支払っていてよかったと思えるような取組について、どのように考えているのか。

(答弁)

現状では、介護保険の1号被保険者14万4,000人に対して、約23%の約3万3,000人が要介護認定を受けていることから、7~8割は保険給付を受けていないことになるが、保険給付を受けていない人に対する介護予防にも注力している。

また、多くの人が健康でいられるようフレイル予防や認知症予防を進めており、令和6年度からはポイントが付与されるフレイル予防アプリの運用を開始しているので、活用してもらいたいと考えている。

(要望)

健康な人の割合のほうが大きいので、介護予防の取組を充実させられるよう、予算を拡充されたい。

また、フレイル予防アプリは非常によい取組だと思うが、それだけにとどまらず、他の取組についても研究してもらいたい。

(質問)

介護保険給付費準備基金の残高が高額となっていると感じるが、同基金はいつから積み立てているのか。

(答弁)

第2期介護保険事業計画時から積み立てている。

(質問)

同基金を介護予防等に積極活用できないのか。

(答弁)

同基金の残高は約52億円であるが、令和6年度から開始している第9期介護保険事業計画において介護保険料を据え置くために、残高の半分に当たる約26億円

を取り崩す予定としている。

今後は介護認定のリスクが高い75歳以上の後期高齢者が増加することが見込まれており、また、令和25年までは高齢者が増加することが予想されていることから、介護保険を持続可能なものとするため、同基金は確保しておきたいと考えている。

(質問)

介護保険サービスを充実させるために、同基金を介護保険事業者の支援に活用するための研究や、国に対する要望を行われたいがどうか。

(答弁)

事業者を支払う報酬は法定されており、国の令和6年度報酬改定において1.59%増となっている。そのうち0.98%は処遇改善に充てられ、人材確保のために使われることになる。

しかしながら、訪問介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る報酬が減額されているので、中核市長会や全国市長会を通じて国に対する要望を行っている。

**健康福祉局終了**

**12時06分**

【予算決算委員会厚生分科会（健康福祉局）の審査】

**意見取りまとめ**

**12時10分**

(1)付託議案審査について

・議案第134号、議案第135号、議案第140号、議案第142号、議案第143号、議案第147号及び議案第148号、以上7件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定。

(2)閉会中継続調査について

・別紙のとおり、閉会中も継続調査すべきものと決定。

(3)委員長報告について

・委員長に一任することに決定。

**意見取りまとめ終了**

**12時16分**

**閉会**

**12時16分**

【予算決算委員会厚生分科会の意見取りまとめ】